

「操縦士実地試験実施基準」一部改正 新旧対照表

新（通達 国空乗第 59 号 平成 20 年 5 月 16 日）	旧（通達 国空乗第 117 号 平成 17 年 6 月 20 日）	備考
<p>第 3 章 実技試験</p> <p>3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、他の科目と組み合わせて行うことができる。</p> <p>3-7-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。ただし、操縦に二人を要する航空機で運航方針に基づいた助言又は補助を受けたときを除く。</p> <p>第 4 章 成績の判定</p> <p>4-1 実地試験において、受験者が実地試験を辞退した場合、又は「1-8」「2-2」もしくは「3-7」に該当するときは不合格と判定する。</p> <p>4-2 実技試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。ただし、「3-7-4」に言う「運航方針に基づいた助言又は補助」であっても、受験者の操作又は判断が他の者の助言又は補助に負うところが大きい場合には不合格と判定する。</p> <p>4-3 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状況を考慮しその後の修正又は対応が適切であり、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。</p> <p>（注意）「4-3」に言う「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準に達しない部分が連鎖したり頻発したりせず、且つ、総合能力の判定基準を満足している場合をいう。</p> <p>附則 （施行期日） 本通達は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 3 章 実技試験</p> <p>3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、2 科目以内に限り、他の科目と組み合わせて行うことができる。</p> <p>3-7-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。</p> <p>第 4 章 成績の判定</p> <p>4-1 実地試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。</p> <p>4-2 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状況及びその後の修正操作又は回復操作の適否を考慮し、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。</p> <p>4-3 実地試験において、受験者が実地試験を辞退した場合、又は、「1-8」「2-2」若しくは「3-7」に該当するときは不合格と判定する。</p> <p>（注意）「4-2」に言う「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準に達しない部分が連鎖したり頻発したりせず、且つ、総合能力の判定基準を満足している場合をいう。</p> <p>附則 （施行期日） この操縦士実地試験実施基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。</p>	